

## 審 議 経 過

### 1 開会

進行：子育て支援課保育係長

### 2 議事

#### ・こども誰でも通園制度について

事務局説明（別紙資料）

（委員）

一時預かり事業は現在行われているのか。こども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いを説明してほしい。

（事務局）

一時預かり事業は保護者が一時的に保育ができない場合に預かってもらう制度である。こども誰でも通園制度はこどもの成長のために通うことになるため、保護者が実施している施設を選び、月10時間の範囲内で通園するという制度であり、通園を目的とした制度である。

（委員）

時間は短いハードルは低くなるという理解でよいか。

（事務局）

はい。一時預かり事業は一時的に保育ができない場合となるが、こども誰でも通園制度は保育所等に入園していない子どもであれば誰でも利用できる制度となっている。

（委員）

利用料はかかるのか。

（事務局）

利用料については、実施施設で設定される。国の基準では300円と示されているが、300円にしなければならないというわけではないため、各施設で検討されている。

（委員）

利用見込はどの程度予測されているのか。

（事務局）

子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたりアンケート調査を行った。その際の意向調査をもとに量の見込を出した。

令和8年度については136人、時間としては1人10時間として月1360時間が必要としている。

(委員)

月10時間は預かる側としてどう思っているのか。納得しているのか。

(会長)

国の国策である以上、予算の確保があり、予算の確保に限りがあるのが実態ではないかと思う。

(委員)

伊万里市がお金を出すことにより時間が伸びるということもありえるのか。

(事務局)

こども誰でも通園制度は給付事業であり、国だけの負担ではなく、国、県、市での負担となっているため、開始時点では国が定めている単価での給付を考えている。

10時間を超えて利用された場合は、給付費の対象外となるため一時預かり事業に切り替えて預かってもらうこととなる。一時預かり事業については、市より補助金を交付しているため、活用して受け入れをしていただきたいと思います。

**(1) 伊万里市子ども・子育て支援事業計画の代用計画（案）について**

事務局説明（資料P1～3）

質疑なし

**(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者の認可について**

事務局説明（資料P4）

(委員)

見込では136人となっているが今回の希望施設だけでは少ないのではないかと。今後増える予定はあるか。

(事務局)

量の見込には少し足りない状況である。今回の施設以外に2施設が令和8年度中の実施を検討されている。

今後、実施施設を増やしていきたいと思っているが事業所からは、保育士不足と給付費の単価が低いと経営面での不安があるという意見があった。

保育士不足により通常の保育所受け入れについても定員まで受け入れができない施設もあったため、保育士確保の課題解決が必要になってくると思う。

(委員)

他の自治体で先行して実施されているところの状況等は把握されているか。

(事務局)

担当者会議では、実施されている施設が郊外であり、利用者数が伸びないという意見があり、足りないという声よりは利用がなかなか進まないという意見があった。

今回の施設が山代町と二里町であり、中心部から離れたところになるため、利用者が利用しやすい場所にあるかということが課題になってくると思う。

(委員)

周知はどのような形で行われるのか。

(事務局)

周知方法としては。こども家庭センターが実施している生後2か月の家庭訪問や健診時の案内、ホームページへの掲載を行う。また、子育て支援センターぽっぽでの周知を考えている。

(委員)

個別に通知は発送されないのか。

(事務局)

今のところ個別通知の予定はない。しかし、利用状況によって検討していく必要がある。

(委員)

今後、利用できる施設は増えるのか。

(事務局)

市内28施設に対して説明会を行い、12施設については検討したいと回答をいただいている。今後、こちらから働きかけを行っていく必要があると思っている。

(委員)

6か月から3歳までは、現在どこの施設でも入れる状況なのか。

(事務局)

定員の空きはあるが希望する施設に入れられないという方はいる。

### 3 その他

いまりっこフェスティバルについて 事務局説明 (チラシ配布)

質疑なし

### 4 閉会